

旭川市子ども・子育て審議会
平成28年度第1回就学前教育及び保育についての
各種基準の見直しに関する専門部会議事録

- 1 日 時 平成28年4月28日(木) 18:30~20:20
- 2 場 所 旭川市役所第二庁舎3階 問診指導室
- 3 出席委員 佐々木委員, 佐藤委員, 武田委員, 藤原委員, 宮崎委員
(欠席委員) なし
- 4 事務局 子育て支援部
こども育成課 堀内課長, 飯森主幹,
こども育成係 田上係長, 小久保, 渡部, 斎藤
保育給付係 上田係長, 加藤
こども育成係 工藤係長, 片岡
- 5 傍聴者 0名
- 6 議事概要

【議事】

(1) 部会長及び職務代理委員の選出

部会長に佐藤委員, 職務代理委員に武田委員をそれぞれ選出する。

(2) 会議運営のルール決定

旭川市子ども・子育て審議会と同様に, 会議内容の記録者の確認者は部会長及び職務代理委員, 会議記録の内容には要約的に作成し, 発言者の表記方法は委員個人を特定しない表記とし, 傍聴者の発言は認めないこととする。

(3) 諮問事項についての事務局説明

諮問事項である「就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関すること」について, 専門部会における調査審議のスケジュールについて, 事務局から説明を行う。

(4) 調査審議

「国における幼児教育の無償化に係る取組への対応等について」

ア 旭川市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担の軽減(案)

(ア) 1号認定の保育料軽減案について

(委員) 旭川市での保育料においては, 平成26年度までの在園児について年少扶養控除のみなし適用を行っていたと思うが, 今回の軽減案にはそれが適用されるのか。

(事務局) 適用する。年少扶養控除については, 旭川市は経過措置を設けており, 平成27年3月31日時点に入所しており, 引き続き入所する児童に対して, 年少扶養控除があったものとして保育料の算定を行っている。

(委員) 2. 3号認定の表の見方としては, 新制度施行後の入所者については, 市民税の額で計算し, 継続して入園されている方については, 一部, 年少扶養控除があるものと想定した市民税で計算する認識となるのか。

(事務局) そのとおりである。

- (委員) 施設型給付の1号認定については、年少扶養控除等の考え方の反映はされているのか。
- (事務局) 1号認定についても同様の考えである。
- (委員) 今回の案でいう子どもとはどのくらいの範囲を指すのか。年齢制限を撤廃するということだが、例えば、一緒に同居する29歳の浪人生は該当するのか。
- (事務局) 参考資料1に書いてあるとおり、監護し生計が同一であれば年齢制限はないという考え方であるため、例えば、29歳の浪人生が予備校に通っていて、その子に仕送りをしているとなれば該当であるといえる。
- (委員) 小中高校生までは、在学証明書等で確認ができるが、それ以上になると自己申告での確認となるのか。また、働いているという証明は雇用証明がとれるが、働いていないという証明、監護を受けているという証明は難しいのでは。
- (事務局) 国の考え方としては、税法上の扶養に入っていれば同一の生計であるという認識が示されている。しかし、扶養に入っていない方もたくさんいるため、その方をどのように確認していくかは、今後検討していきたい。
- (委員) 何らかの確認書類も提出させるという考えでよいか。
- (事務局) 少なくとも、本人になんらかの形で申告してもらう必要があると考えている。
- (事務局) 税務署で、税法上の扶養をとるうえで、親が子に送金するときの記録を資料としているということがあるので、そういったことも参考としていきたい。
- (委員) 話を聞いた中で、一番簡単だと思うのが健康保険証ではないか。健康保険証は130万円を超えないので扶養義務が発生するという解釈ができると思うが。
- (事務局) 健康保険証と税金の2つは、確認をしていく上でのメインになるのではと考えている。
- (委員) ひとり親世帯のタイミングはどのように図ればいいのか。最近では、離婚となっても成立まで時間を要するケースが多いと思うが。
- (事務局) 原則は、戸籍の異動が判断となるが、旭川市の保育料計算の際には、離婚前提の場合で3ヶ月以上別居しているという本人の申し出があり、その内容を民生員が確認できているのであれば、別居した3ヶ月後からひとり親としてみなすという措置をしている。
- (委員) 平成28年4月1日まで遡っての適用ということだが、返金するということがでてくるのか。
- (事務局) 返金することがでてくると考えている。
- (委員) 所得等に関係なく平等な制度になればいいと考える。
- (事務局) 国では、段階的幼児教育の無償化という言い方をしているので、今後、対象者が増えていくこともあるかと思う。
- (委員) 1, 2, 3号認定の軽減案はいずれも同様の記載となっているが、例えば1号認定のB1階層での多子軽減の適用という記載と、B2, B3階層での多子軽減の適用という記載は内容が違うのではないか。多子軽減であることには変わりないが、区別し、わかりやすい表記の仕方を変えるべきではないか。

※ 多子軽減についての表記が、より伝わりやすくなるように事務局で整理することという話で、その他の案件については了承を得た。

(イ) 2, 3号認定の保育料軽減案について

- (委員) 改正後の金額について、年収が360万円という同じ条件で市道民税の金額がなぜ2万円も違うのか考えていたが、先ほどの説明の中で、1号認定に関しては専業主婦をモデルとして配偶者控除を加味しているのに対し、2号認定については共働きで算定しているとのことだが、その想定で本当に1号認定は全員専業主婦という考えとなるのか。
- (事務局) 必ずしも専業主婦という考えにはならないと思う。
- (委員) そうであれば、特定の人が恩恵を受けるということが生じてしまうのでは。国が示した形なので仕方ないかもしれないが、国の考えるモデル世帯をこのまま運用していいものか。
- (事務局) 1号認定は保育所と違い、保育を必要とするかという審査がなく、預けられる時間も短いため、その中で働いている方がいるとこのモデル世帯から外れてしまうことはあるかもしれない。
- (委員) 国が示した基準以上の減免を、旭川市は行ってきているため、国と多少異なる運用をしたからといって、旭川市民が大きく損をするということにはならないと思うがいかがか。
- (事務局) 従来から独自に軽減しているのと、今回の改正で高くなる方は基本的にはないので不利益を被ることはないと思う。
- (委員) 低所得者には優しい制度だと思うが、ある例で、兄弟が半額になっていたが、姉が卒園したことで高くなったという話があったが、そのようなことでの苦情等はないのか。
- (事務局) どうして高くなったのかという問い合わせはあるが、納得ができないといった苦情は今のところない。保育所に入園するときに、一定の説明をすることで対応できていると思うので、保護者の方には理解してもらえていると考えている。
- (委員) 認定こども園や小規模保育事業等では各方面で返金の作業等があると思うが、市から各施設への改正の通知はいつ頃か。
- (事務局) 今回の部会をふまえて、6月の議会に議案を提出し、議決後に保育料の改定の通知を各世帯に送付し、その後は園での対応といった形となる。確定したスケジュールについては早くても6月上旬頃になるかと思う。
- (委員) 返金した場合の領収書は必要か。
- (委員) 返金した場合、領収書をとらないと会計上問題があるのでは。
- (事務局) 確定した改正案と保護者への通知のスケジュールは、決定した早い段階で示したいと思っているのでそれまでに検討をしていく。

※ 2, 3号認定の保育料軽減案は、国どおりの改正で了承を得た。

イ 幼稚園就園奨励費補助について

(委員) 小学3年生までの兄弟を対象としていた理由は。

(事務局) 保育所に入園される子どもは0歳から就学前の5歳までの6つの年齢区分で取り扱っていることから、幼稚園についても、3歳から就園することになるため、小学校3年生までを対象とすることでバランスがとれるという考え方である。

(委員) 第4階層の保護者はどのくらいいるのか。

(事務局) はっきりした数字ではないが、全体の3～4割以上はいるだろうと考えている。

※ 幼稚園就園奨励費補助については国どおりの改正で了承を得た。

ウ 認可外保育施設利用者の保育料負担軽減（案）

(委員) 私立認可外保育施設について、補助限度額を設定するという話があったが、現行の認可外保育施設の利用者と保育料の把握というのはできているのか。また、制度開始後に、補助限度額まで保育料を引き上げる事業者もでてくるのではないか。

(事務局) 私立認可外保育施設の現況については、毎年4月に利用人数と10月に利用人数と保育料などの報告をしてもらい、把握している。
また、今回の改正では、利用者が減るような保育料の設定を事業者が実施することは考えにくい。

※ 事務局案の通りで了承を得た。

エ その他

最後に、多子軽減についての表記が、より伝わりやすくなるように事務局で整理することを再確認。第2回就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関する専門部会について、平成28年5月10日（火）18時30分から開催することとして終了する。